

許可申請のチェックリスト【当初】

凡例

◎:必要(省令で定められた図書等)

△:場合により必要

○:必要(県細則等で定められた図書等)

ー:不要

書類の名称 (様式)	許可 12、30 条		明示すべき事項	備考 (添付が必要な場合等)	原本の 必要	チ ェ ッ ク
	形質の 変更	土石の 堆積				
全般(共通事項)	○	○	本チェックリストを申請時に添付すること。 申請にかかる補正は、電子(メール等)による対応も可とする。 許可証は、原本(書面)で交付するため、郵送を希望する場合は、別途、返信用封筒を送付すること。 手数料の納付を確認した日を“受付日”として扱う。 【申請方法】 ◆書面の場合 - 必要部数:2 部(正副:副は返却用) - 書類等はファイル等に綴じ、インデックスをつけること。 ◆電子の場合※ - PDF 形式を基本とし、書類等の名称とファイル名称が整合していること。 ※施行同意書、印鑑登録証明書ほか、原本(書面)の提出を求める書類等があるので注意してください。(当リスト「原本の必要」の欄を参照のこと。) 【手数料の納付】 ◆滋賀県収入証紙(令和 7 年度末まで利用可能)※ ◆キャッシュレス決済(クレジットカード、二次元コード、電子マネー) ※現金納付(金融機関、コンビニでの納付書支払い)に対応予定			□
書類1	許可申請書					
宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書 (様式第二) または 土石の堆積に関する工事の許可申請書 (様式第四)	◎	◎	【共通】 - 宛先を「滋賀県知事《知事名》」と記入すること。 - 申請者の押印は求めない。 ※手数料を滋賀県収入証紙で納付する場合、申請書の裏面に証紙を貼り付け、原本を提出すること。(住宅課でキャッシュレス決済により納付を行った場合はこの限りではない。) - 該当条項を黒枠で明示すること。(規制区域の種別を確認すること。) ◇宅地造成等工事規制区域:第 12 条第 1 項 ◇特定盛土等規制区域 :第 30 条第 1 項 <工事施行者住所氏名> - 未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出ること。 <土地の所在地及び地番> - すべての地番を記入すること。 なお、欄が足りない場合は、代表地番の後に「外○筆(別紙のとおり)」と記載し、別紙を添付すること。 - 代表地点(中心付近)の緯度経度は、世界測地系に従った現地計測や国土地理院が公表している地理院地図で確認するなどし、秒の値を少数第一位まで記入すること。 <数値記入欄> - 面積、高さ、体積(土量)、延長(寸法)の数値は、小数第三位以下を切り捨て、小数第二位まで記入すること。 <予定年月日欄> - 工事着手予定年月日は、特別の事情がなければ「許可後」とすること。 - 工事完了予定年月日は、予定年月日または「許可(着手)後約○○日間」と記入すること。 なお、工事期間は、工程表と整合させることとし、具体的な着手日ならびに完了予定日は、工事着手届出書に記載するものとする。 <その他必要な事項> - 他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。		要 ※ 収 入 証 紙 を 貼 付 し た 場 合	□

書類の名称 (様式)		許可 12、30 条		明示すべき事項	備考 (添付が必要な場合等)	原本の必要	チェック
		形質の 変更	土石の 堆積				
				【形質の変更】 ・「設計者住所氏名」について、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に「○」印を記入すること。 ・「工事着手前の土地利用状況」は、宅地、農地等または公共施設用地のうち該当するものを記入すること。 ・「工事完了後の土地利用」は、完了後の具体的な土地利用の用途および建築物等の建築の有無を記入すること。(設計説明書 設計の方針の「事業の目的」欄と整合させること。) ・「盛土のタイプ」について、該当する盛土のタイプに「○」印を記入すること(複数選択可) (1)平地盛土:勾配 1/10 以下の平坦地において行われる盛土で谷埋め盛土に該当しない盛土 (2)腹付け盛土:勾配 1/10 超の傾斜地盤上において行われる盛土で谷埋め盛土に該当しない盛土 (3)谷埋め盛土:谷や沢を埋め立てて行う盛土 ・「盛土又は切土の高さ」は、行為によって生ずる最大標高差を記入すること。(盛土と切土が混在する場合は、盛土と切土を行った後の地盤面で最も高い標高と最も低い標高の差が最大標高差となる。) - なお、次の行為は、高さの判断において、盛土等として取り扱わない。 ○舗装(アスファルト、コンクリート)≠盛土 ○擁壁の設置に伴う基礎掘削≠切土 ・「擁壁」、「崖面崩壊防止施設」及び「排水施設」は、種別、規格毎に記載するものとし、欄が足りない場合は、「別紙のとおり」と記載し別紙を添付すること。 - なお、該当がなければ、「該当なし」と記載すること。 【土石の堆積】 ・「工事施行者住所氏名」は、工事の請負契約の請負人または自ら工事をする者について記載すること。 - なお、工事施行者の氏名(または名称)・住所の変更は、「軽微な変更」の対象となるので注意すること。 ・「工事の目的」は、「ストックヤード運営事業」など具体的な目的を記入すること。 ・「堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置」について、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入すること。(「別紙のとおり」と記載し別紙を添付してもよい。)			
書類2	委任状 (任意様式)	△	△	・日付、委任する内容(変更ほか該当条項にかかる手続き全般) ・委任を受ける方の住所氏名、連絡先	代理人による申請の場合に添付すること。 押印は求めないが、当該代理人が責任をもって申請者に申請書の内容を説明すること。		□
書類 3	設計(計画)に関する書類						
3-1	設計説明書 (第4-1号様式)	○	○	・申請書等の記載内容と整合させ、記入欄が不足する場合は、別紙にて添付すること。 ・「設計の方針」では、事業の目的、当該区域を選定した理由、事業区域設定の考え方、住区・街区の構成と公益施設の整備の方針および計画上注意した事項をできるだけ詳細に説明すること。 ・「事業区域内の土地の現況」では、土地の地目、その面積及びそれらの割合ならびに行為の妨げとなる建築物等を記入すること。 ・「土地利用計画」では、住宅用地、道路、その他公共の用に供する用地等の面積及びその割合を説明すること。 ・「公益施設の整備計画」では、公益施設の規模、構造等について記載すること。また、公益施設の管理者となるべき者および公益施設の用に供する土地の帰属に関する施設については、設計説明書(公共施設の整備計画)および新たに設置される(従前の)公共施設一覧表に整理して記入すること。 ・記入の必要のない欄は斜線を引くこと。			□
3-2	設計説明書(公共施設の整備計画) (第4-2号様式)	○	○	・該当項目がない場合は、「該当なし」と明示すること。 ・該当項目の例 ◇道路、里道・水路、調整池 ◇公園 ◇消防施設、上下水道施設、ごみ集積所 など			□

書類の名称 (様式)		許可 12、30 条		明示すべき事項	備考 (添付が必要な場合等)	原本の必要	チェック
		形質の 変更	土石の 堆積				
3-3	新たに設置される(従前の)公共施設一覧表 (第 5 号様式)	○	○	・該当項目がない場合は、「該当なし」と明示すること。 ・該当項目の例 ◇道路、里道・水路、調整池 ◇公園 ◇消防施設、上下水道施設、ごみ集積所 など			□
書類 4 設計者の資格に関する書類							
4-1	設計者資格調書 (第 6 号様式)	◎	—	・設計経歴は、直近の経歴を記入すること。	「高さ5m超の擁壁の設置」または「盛土・切土をする土地の面積が1,500㎡超の土地における排水施設の設置」(盛土規制法施行令第21条各号)を計画の場合は添付すること。		□
4-2	卒業/修了/免許等を証する書類 (任意の書式)	○	—	・盛土規制法施行令第22条に掲げる資格を証明する書類の写しを添付すること。	上記と同様		□
書類 5 資力信用に関する書類							
5-1	資金計画書 (様式第三) または (様式第五)	◎	◎	・収入と支出の金額を整合させること。 ・収支計画と年度別資金計画書の金額を整合させること。 ・収支計画について、年度をまたがる場合は各年度に分けて工程表とも整合を図り、資金計画を記入すること。各欄に必要事項を記入すること。			□
5-2	暴力団等に該当しないことの誓約書 (第 7 号様式)	○	○	・宛先を「滋賀県知事《知事名》」と記入すること。 ・法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名を記入すること。 ・申請者の押印は求めない。			□
5-3	資力信用調書 (第 8 号様式)	○	○	・各欄に必要事項を記入すること。			□
5-4	取引金融機関の預金残高証明書または融資証明書等 (所定の様式)	○	○	・自己資金の場合は、金融機関等発行の残高証明書の原本(許可申請日前3カ月以内のもの)を添付すること。 ・借入金の場合は、金融機関等発行の融資証明書等の原本(金融機関等名が判別できる朱印のもの、有効期限内のもの)を添付すること。 ・融資証明書等は、融資目的(盛土規制法事業、土地購入および造成など)、融資場所(申請地代表地番)が明記されたものであること。		要	□
5-5	納税証明書 (所定の様式)	○	○	・国税事務所発行の最近 3 年間の法人税の完納が分かる納税証明書の原本を添付すること。 ・地方税事務所発行の最近 3 年間の・法人住民税(県民税、市町民税)・法人事業税の完納がわかる納税証明書の原本を添付すること。	申請者が法人の場合	要	□
				・国税事務所発行の最近 3 年間の所得税の完納が分かる納税証明書の原本を添付すること。 ・地方税事務所発行の最近 3 年間の住民税(県民税・市町民税)の完納がわかる納税証明書の原本を添付すること。	申請者が個人の場合		
5-6	登記事項証明書および住民票記載事項証明書 (所定の様式)	◎	◎	・最新情報のもので申請日前 3 か月以内の登記事項証明書の原本を添付すること。 ・さらに、最新情報のもので申請日前 3 か月以内の役員の住民票記載事項証明書の原本を添付すること。 なお、住民票記載事項証明書に替えて、個人番号カードの写しの添付を認めるが、個人番号は黒塗りすること。	申請者が法人の場合	要	□
				・最新情報のもので申請日前 3 か月以内の住民票記載事項証明書の原本を添付すること。 なお、住民票記載事項証明書に替えて、個人番号カードの写しの添付を認めるが、個人番号は黒塗りすること。	申請者が個人の場合		

書類の名称 (様式)		許可 12、30 条		明示すべき事項	備考 (添付が必要な場合等)	原本の必要	チェック
		形質の 変更	土石の 堆積				
5-7	財務諸表および 事業経歴書 (任意様式)	○	○	・直前年度(最新情報)のものを添付すること。	申請者が法人の場合		□
書類 6	工事施行者の工事完成能力を確認する資料						
6-1	工事施行者の工 事能力調書 (第 9 号様式)	○	○	・各欄に必要事項を記入すること。			□
6-2	登記事項証明書 または住民票記 載事項証明書 (所定の様式)	○	○	・最新情報のもので申請日前 3 か月以内の登記 事項証明書の原本を添付すること。	工事施行者が法人の場合	要	□
				・最新情報のもので申請日前 3 か月以内の住民 票記載事項証明書の原本を添付すること。 なお、住民票記載事項証明書に替えて、個人 番号カードの写しの添付を認めるが、個人番号 は黒塗りすること。	工事施行者が個人事業主等の場 合		
6-3	事業経歴書 (任意様式)	○	○	・最新情報のものを添付すること。			□
6-4	建設業法による 許可証明書等 (所定の様式)	○	○	・建設業法第3条第1項の許可を受けていることを証する書類(建設業許可証明書な どで有効期限内のもの)の写しを添付すること。 なお、建設業の許可を有していない場合は、当該工事が軽微な建設工事に該当す ることを証明する書類を添付すること。			□
資料 7	公図(字限図)	○	○	・事業区域内を緑色で着色のこと。 ・地番、地目、所有者名を記載のこと。 ・隣接地においても上記と同様のこと。 ・里道(赤)、水路(青)を明確に着色のこと。 ・法務局発行印のある原本(許可申請日前 3 か月以内のもの)を添付すること。 ・事業区域が複数の公図にまたがる場合は、公図を合成(転写)し、字限図として転写 年月日(許可申請日前3か月以内であること)および転写者名、公図が所在する法務 局名を記入のこと。		要	□
資料 8	土地の登記事項 証明書 (所定の様式)	○	○	・法務局発行印のある原本(許可申請日前 3 か月以内のもの)を添付すること。		要	□
資料 9	権利者の全ての同意を得たことを証する書類						
9-1	宅地造成等工事 区域内権利者一 覧表 (第 10 号様式)	○	○	・地役権や地上権等、所有権以外の権利者も記入すること。 (土地の抵当権および根抵当権ならびに建築物の権利者の記入は不要とする。) ・同意の有無を記入すること。なお、申請者が権利者の場合は「申請人」と記入するこ と。 ・共有名義は、全権利者とその持ち分を摘要欄に記入すること。 ・一部区域の場合は、摘要欄にその旨記入すること。 ・土地の平面図(現況)と整合しているか確認すること。			□
9-2	施行同意書 (第 11 号様式)	◎	◎	・同意の日付を入れ、権利者が押印したものを添 付すること。 ・申請者以外の権利者の同意書を添付すること。	事業区域内すべての土地が申請 者の名義(権利者)の土地である 場合は不要 【対象となる権利】 所有権、地上権、質権(当該土地 を占有する不動産質権者に限 る)、賃借権、使用賃借権、使用 収益権(永小作権、地役権(内容 に応じて同意が必要と判断され る場合があるため注意するこ と。))	要	□
9-3	印鑑登録証明書 または印鑑証明 書 (所定の様式)	○	○	・施行同意書に押印(使用)した印鑑の登録証明 書類を添付すること。	上記と同様	要	□

書類の名称 (様式)		許可 12、30 条		明示すべき事項	備考 (添付が必要な場合等)	原本の必要	チェック
		形質の 変更	土石の 堆積				
書類 10	事前協議等に関する書類						
10-1	事前協議要件処理一覧表 (第 12 号様式)	○	○	・「付加要件」および「処理事項」欄の記載内容は、各課・機関との協議確認書と整合させること。 ・「備考」欄には、各課・機関との「協議完了確認日」および「関係法令手続きおよび完了日、番号(該当するものがあれば)」を記入すること。			□
10-2	盛土規制法にかかる事前協議の要件に対する協議確認書 (第 3 号様式)	○	○	・関係課・機関の確認を受けた協議確認書(関係課・機関の長等の確認印があるもの)の写しを添付すること。			□
10-3	関係法令の許可証等 (所定の様式)	○	○	・関係法令の許認可等が必要な場合は、写しを添付すること。 ・申請中のものについては、申請書の写しを添付すること。			□
書類 11	官民境界確定協議書 (所定の様式)	○	○	・官民境界があるばあいは、確定にかかる協議書の写しを添付すること。 ・添付の図面(土地の平面図・断面図ほか)と整合していること。			□
書類 12	周辺住民への周知を行ったことを証する書類						
12-1	事前周知結果報告書 (第 13 号様式)	◎	◎	・宛先を「滋賀県知事《知事名》」と記入すること。			□
12-2	周知にかかる関係書類 (任意様式)	○	○	・周知に用いた資料、結果等がわかる書類を添付すること。			□
書類 13	工程表 (任意様式)	○	○	・工事期間は申請書と整合させること。			□
書類 14	水理計算書 (任意様式)	区域内	○	－	事業区域内の水理計算を行うこと。 ・流出係数は、土地利用形態(地表状態)に応じて適切な値を用いること。 ・降雨強度は、5 年から 10 年確率で想定される降雨強度を基本とする。 ・排水施設の断面(余裕率等)については、上記のほか市町が定める基準や市街地・農地・森林における基準を参考に、計画流出量を安全に排除できるよう決定すること。 ・雨水排水計画平面図と整合していること。		□
		区域外	○	－	下流河川等への流量増を伴う工事については、事業区域外の水理計算および対策の必要性判断等を行うこと。 ・流量増対策にかかる検討は、事業規模や一次放流(接続)先河川・施設により、当該河川・施設管理者(県市町など)が定める雨水排水計画基準等に基づき行うこと。(下流河川等の HWL についても協議・確認すること) ・事前協議における、関係課・機関(河川・施設管理者)との協議確認内容と整合していること。(関係図面等を添付すること。) ・河川・施設管理者との事前協議において、「協議不要」であった場合でも、一次放流先河川等(箇所)における流下能力評価は必ず行うこと。		
書類 15	地盤調査・土質試験その他調査等資料 (任意様式)	○	－	・地盤について講ずる措置等に関連して、必要な調査・試験結果等を添付すること。 ・軟弱地盤対策の検討、擁壁等の必要地耐力、基礎補強(地盤改良)等の確認または検討に資するものであること。 ・既存の調査資料(近傍のボーリング結果など)も可とするが、必要に応じて調査等を行うこと。			□
書類 16	擁壁等の構造計算書 (任意様式)	◎	－	鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造の擁壁または崖面崩壊防止施設を設置する場合に添付すること。 ・擁壁または崖面崩壊防止施設の概要 ・構造計画、応力算定および断面算定 ・任意設置擁壁の構造計算書は添付不要とする。 なお、プレキャスト擁壁、ブロック積擁壁等で大臣認定品を使用する場合は、添付不要とするが、認定条件等と異なる設計をする場合には、添付すること。			□
書類 17	カタログ等 (所定の様式)	○	－	・二次製品(擁壁、崖面崩壊防止施設、土留側溝、調整池等主要構造物)や土石崩壊等防止材(鋼矢板や防水シート等)はカタログの写しを添付し、該当箇所を着色表示すること。			□

書類の名称 (様式)		許可 12、30 条		明示すべき事項	備考 (添付が必要な場合等)	原本の必要	チェック
		形質の 変更	土石の 堆積				
				・プレキャスト擁壁、ブロック積擁壁等で大臣認定品を使用する場合は、カタログに加えて、宅造認定証及び製造工場の認証証明書の写しを添付すること。 ・擁壁の背面排水工に透水マットを採用する場合は、擁壁用透水マット協会認定品を使用することとし、カタログに加えて、協会認定証の写しを添付すること。			
書類 18	安定計算書 (任意様式)	盛土(のり面・全体)	◎	—	・渓流等において高さ 15m 超の盛土をするとき(政令7条2項2号)に、土質試験等に基づく盛土全体(地盤含む)の安定計算を記載した安定計算書を添付すること。(その他追加措置に留意) ・大規模造成地では、造成の規模・タイプにより盛土全体の安全性の検討を行うこと。 ・その他、盛土のり面の安全性の検討が必要な場合は、安定計算書を添付すること。(技術的基準 第 1 章参照のこと。)		□
		地盤(崖面)	◎	—	・崖面を擁壁で覆わないとき(政令8条1項1号口)に、土質試験等に基づく地盤の安定計算を記載した安定計算書を添付すること。 ・渓流等において高さ 15m 超の盛土をするとき(政令7条2項2号)に、土質試験等に基づく地盤の安定計算を記載した安定計算書を添付すること。(その他追加措置に留意)		□
書類 19	堆積土石の崩壊を防止するための措置に関する書類 (任意様式)	—	◎	◎	土石の堆積を行う面(鋼板等を使用したものであって、勾配が 1/10 以下であるものに限る)を有する堅固な構造物を設置する措置等、堆積した土石の滑動を防ぐまたは滑動する堆積した土石を支えることができる措置(省令32条)の内容が、適切であることを証する書類(および図面)として添付すること。 (具体例) ・構台等の設計書 ・周辺の安全確保および柵等の設置に関する計画 ・堆積箇所の配置および空地確保に関する計画		□
書類 20	土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置に関する書類 (任意様式)	—	◎	◎	次の①か②のいずれかの措置(省令34条)の内容が、適切であることを証する書類(および図面)として添付すること。 ①堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板等(土圧、水圧および自重によって損壊、転倒、滑動または沈下をしない構造でなければならない)を設置すること ②次に掲げる全ての措置 ・堆積した土石を防水性のシートで覆うこと等、堆積した土石の内部に雨水その他の地表水が浸入することを防ぐための措置 ・堆積した土石の土質に応じた緩やかな勾配で土石を堆積すること等、堆積した土石の傾斜部を安定させて崩壊またはは滑りが生じないようにするための措置 (具体例) ・鋼矢板等の設計書 ・土石周囲の排水、地表水の浸透防止措置に関する計画 ・土石の傾斜部の安定化に関する計画		□
書類 21	土量計算書 (任意様式)	○	○	○	・形質の変更の場合は、原則、事業規模や造成箇所に応じた適切な間隔の断面における平均断面法により土量を算出すること。 ・土石の堆積の場合は、最大時の土量を算出すること。		□
書類 22	防災計画書 (任意様式)	○	—	—	下記の内容を記入すること。(規模によらず作成すること。) ・災害危険想定地域等の該当、災害履歴の有無、それら災害リスクへの対応内容 ・工事施行中の防災措置(土砂流出防止計画等) ・防災体制(工事中の現場管理体制、非常時の連絡体制※) ※消防署、医療機関、労働基準監督署、電気・通信関係、盛土等許可処分庁など		□
書類 23	現況写真 (任意様式)	◎	◎	◎	・事業区域(赤線)を表示すること。 ・区域界部および全体(盛土、切土、土石の堆積を行おうとする土地およびその付近の状況)が分かる写真を添付すること。 ・撮影方向位置図(地形図または土地の平面図をベースに作成)を添付すること。		□
書類 24	その他知事が必要と認める書類 (任意様式)	○	○	○	・地盤改良を行う場合の計画および根拠資料等 ・その他、事前協議または審査において必要と判断した場合に添付を求めることがある。		□

※図面については、次項による。

図面の名称		許可 12、30		明示等すべき事項	チ エ ッ ク
		形質の 変更	土石の 堆積		
全般(共通事項)		○	○	図中の標高は、T.P.(東京湾中等潮位)で明示すること。 【添付方法】 ◆書面の場合 ・図面は、図面袋に入れること。(A3版の場合は、直接ファイルに綴じること可) ・図面の名称、番号を記載した一覧表を添付すること。 ◆電子の場合 ・図面の名称、番号を記載した一覧表を添付すること。 ・図面の名称、番号とファイル名称が整合していること。	□
図面 1	位置図	◎	◎	・方位、道路および目標となる地物 ・縮尺 1/10,000 以上(縮尺明示) ・事業区域は、赤色に着色すること。	□
図面 2	地形図	◎	◎	・方位、土地の境界線(赤枠) ・縮尺 1/2,500 以上(縮尺明示) ・2mの標高差を示す等高線	□
図面 3	土地の平面図 (造成計画平面 図)	◎	◎	【共通】 ・方位、土地の境界線(赤枠)、断面図作成箇所(記号等) ・他法令等に基づく工事範囲(許可日および番号) ・官民境界確定線(確定日および番号) ・凡例を設けて分かりやすい図(着色)とすること。 ・雨水排水計画平面図と兼ねてもよい。 【形質の変更】 ・縮尺 1/2,500 以上(縮尺明示) ・盛土(赤色)または切土(黄色)をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設、地滑り抑止ぐいまたはグラウンドアンカーその他の土留の位置(申請書と照合できる番号、寸法等) ・植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨(理由) 【土石の堆積】 ・縮尺 1/500 以上(縮尺明示) ・土石の堆積をする土地の部分(最大時の範囲・形状) ・地盤面の勾配が 1/10 を超える範囲および最大勾配 ・勾配が 1/10 を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置および当該措置の内容(申請書、断面図と照合できる番号等) ・空地の位置、柵等を設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置および当該措置の内容 ・堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置および当該措置の内容(申請書、断面図と照合できる番号等)	□
図面 4	土地利用計画平 面図	○	—	・形質の変更(宅地造成または特定盛土等)の場合に添付すること。 ・縮尺 1/2,500 以上(縮尺明示) ・凡例を設けて分かりやすい図(着色等)とすること。 (着色については、開発許可制度に基づく取扱基準(作成要領)を参考のこと) ・事業完了後の土地利用、形状および計画高を示す図とすること。 ・方位、区域の境界 ・公共施設の位置、形状 ・予定建築物の形状、規模、用途 ・擁壁の位置、種類、高さおよび延長 ・公益的施設の位置、形状 ・宅地(一区画)面積 ・事業区域内道路の幅員 ・事業区域が接する道路の道路名、道路幅員、建築基準法上の該当条項 ・事業区域界の明示方法(鋸、杭、構造物等) ・事業区域外既存道路の道路名、道路幅員、建築基準法上の該当条項 ・雨水および汚水の排水系統 ・河川名、水路名およびその流向 ・樹木または樹木の集団の位置ならびに緩衝帯の位置および形状 ・道路法や法定外公共物など他法令等に基づく工事施工範囲と構造物等の名称など	□

図面の名称		許可 12、30		明示等すべき事項	チ エ ッ ク
		形質の 変更	土石の 堆積		
図面 5	土地の断面図 (造成計画断面 図)	◎	◎	【共通】 ・対象行為をする前後の地盤面 ・凡例を設けて分かりやすい図(着色)とすること。 ・縮尺 1/100 以上(縮尺明示) 【形質の変更】 ・盛土(赤色)または切土(黄色)をする部分、舗装仕上げをする部分があれば分けて明示すること。(崖の高さ、盛土切土の高さを明示すること。) ・なお、碎石舗装については、「盛土」として取り扱うこと。 【土石の堆積】 ・最大時の形状、高低差の著しい箇所(最大時の堆積高さを明示すること。) ・勾配が 1/10 を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置および当該措置の内容(申請書、平面図と照合できること。) ・空地の位置、柵等を設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置および当該措置の内容(平面図と照合できること。) ・堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容(申請書、平面図と照合できること。)	□
図面 6	雨水排水計画平 面図	◎	○	【共通】 ・土地の平面図(造成計画平面図)と兼ねてもよい。(縮尺同程度) ・方位、土地の境界線(赤枠) ・事業区域内(放流先河川等含む)の排水方向を矢印で明示すること。 ・雨水排水区域の区域界(事業区域内の集水区域、集水面積)※別の図面でも可 【形質の変更】 ・水理計算書と対照が可能なものであること。 ・汚水排水管接続先の位置、形状および名称 ・汚水排水管の勾配および管径 ・遊水池(調整池)の位置および形状 ・排水施設の位置、勾配、形状(名称)、延長、標高(勾配の根拠)等 ・道路側溝その他の排水施設の位置 ・排水管の位置、勾配、管径(名称)、延長、標高(勾配の根拠)等 ・人孔の位置および人孔間距離 ・吐口の位置 ・放流先河川および水路の名称、位置および形状 ・予定建築物等の敷地の形状および計画高 ・道路、公園その他の公共施設の敷地の計画高 ・法面(がけを含む。)および擁壁の位置および形状	□
図面 7	放流先経路図 (雨水排水流域 図)	○	—	・縮尺 1/500 以上(縮尺明示) ・雨水排水の経路図(事業区域から主要河川に至る経路がわかるもの)を作成し添付すること。(位置図等を使用しても可とする。)	□
図面 8	構造図 (崖の断面図) (擁壁の断面図) (崖面崩壊防止 施設の断面図)	○	—	・縮尺 1/50 以上(縮尺明示) ・全ての構造物を表示すること。(構造計算書等と対照が可能なものであること。) ・各構造物の仕様や設計条件等、必要事項を記入すること。 ・擁壁構造図について以下の点に留意し作成すること。 ①擁壁断面図 - ア)勾配、全高、見え高、根入長等を明示すること。 - イ)構造体、基礎の各寸法および材質・強度を明示すること。 - ウ)配筋について明示すること。(種別、鉄筋径、ピッチ、かぶりなど) - エ)背面排水工を明示すること。(水抜穴、裏込材などの材質、寸法) なお、透水マットを使用する場合は、製品名を明示すること。 - オ)二次製品の場合は製品名(宅造認定品の場合はその旨も)を表示すること。 - カ)任意設置擁壁の場合はその旨を表示すること。 ※上記項目については、記号等の明示としておき、後述の構造等一覧表に表示することでも可。 ②構造等一覧表 - ア)勾配、全高、見え高、根入長等を明示すること。 - イ)構造体の各寸法を明示すること。 - ウ)配筋について明示すること。(種別、鉄筋径、ピッチ、かぶりなど) - エ)背面排水工の「有」、「無」を明示すること。 - オ)必要地耐力(設計上の許容応力度)を明示すること。 - カ)隅角部の有無を明示すること。 - キ)任意設置擁壁の場合は、摘要欄にその旨を明示すること。	□

図面の名称		許可 12、30		明示等すべき事項	チェック
		形質の 変更	土石の 堆積		
				③鉄筋加工図(該当に応じて) ④設計条件および特記事項 設計条件の各数値は、構造計算書の諸元値と整合させること。 ⑤隅角部補強図 該当箇所に応じて、単鉄筋図および複鉄筋図を明示すること。 ・崖面崩壊防止施設構造図は、上記の擁壁構造図の留意事項に準じて作成すること。 ・擁壁で覆わない崖面がある場合は、崖の高さ、勾配および土質(土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質およびその地層の厚さ)、盛土または切土をする前の地盤面ならびに崖面の保護の方法を示した断面図を明示すること。 ・道路法や法定外公共物など他法令対象の構造図は、構造物に対象法令を明記すること。	
図面 9	擁壁等展開図 (擁壁の背面図) (崖面崩壊防止施設の背面図)	○	—	【共通】 ・縮尺 1/50 以上(縮尺明示) ・全高、見え高、根入長等を明示すること。(構造図等と整合させること。) ・擁壁等の勾配、材料の種類および寸法、裏込めコンクリートの寸法、水抜穴の配置・材料・内径、透水層の位置および寸法を明示すること。 ・主要地点の擁壁等の前面地盤高(根入れ高さとなる部分)を明示すること。(造成計画平面図および造成計画断面図と整合させること。) 【擁壁】 ・隅角部補強の位置を明示すること。また、隅角部の折れ点から目地までの距離を明示すること。 ・端数処理を行う箇所を明示すること。 ・目地位置および目地の厚さを明示すること。 ・擁壁の折点について、隅角部(135度以下)かどうか、角度を明示すること。 ・見え高が1m以下であることを確認するために、任意設置擁壁についても展開図を作成すること。また、任意設置擁壁である旨を明示すること。	□
図面 10	堆積土石の崩壊を防止するための措置に関する図面 (構造図ほか)	—	○	堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる場合に添付すること (土地の平面図(造成計画平面図)等で明示できる場合は、この限りではない。) ・任意の縮尺(縮尺明示) ・堆積土石の崩壊を防止するための措置に関する書類と対照が可能なものであること。	□
図面 11	土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置に関する図面 (構造図ほか)	—	○	土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる場合に添付すること (土地の平面図(造成計画平面図)等で明示できる場合は、この限りではない。) ・任意の縮尺(縮尺明示) ・土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置に関する書類と対照が可能なものであること。	□
図面 12	求積図(丈量図)	○	○	【共通】 ・土地の平面図(造成計画平面図)と同等の縮尺(縮尺明示) ・原則、座標求積とすること。(CAD求積も可とする。) ・次の①および②の両方の面積にかかる求積図(丈量図)を添付すること。 ①土地の面積 ②行為をする土地の面積 ・外周長(辺長)を明示すること。なお、官民境界確定部分は、辺長を確定協議書に整合させること。 ・面積は小数第2位まで明示すること。 ・測点が密集する箇所は、拡大図を作成すること。 【形質の変更】 ・①において、土地利用計画平面図(および設計説明書)における土地利用計画ごとの面積と整合した求積図を別途、添付すること。(宅地、道路用地、公園など)	□
図面 13	防災工事・施設に関する計画図面	○	—	防災計画書の内容と整合させること。 ・土地の平面図(造成計画平面図)と同等の縮尺(縮尺明示)	□
図面 14	その他知事が必要と認める図面	○	○	・宅地造成にかかる給水計画平面図、建築物計画図(配置・平面・立面)ほか ・雨水排水対策の検討にかかる排水計画縦断面図、断面図(HWL 明示)ほか ・調整池の設置にかかる構造図ほか ・道路計画にかかる標準断面図、縦断面図、横断面図ほか ・その他、事前協議または審査において必要と判断した場合に添付を求めることがある。	□

